

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

# 時事新報

第三千十三號  
明治廿四年五月八日  
舊曆辛卯四月朔日  
金曜日  
（甲午）  
日出版時間四時三十分  
入午出版時間四時三十分  
月入午出版時間三十分  
年入午出版時間三十分  
（西曆一千八百九十一年）

## 露國皇太子の御着京

### 時事新報の石版附録

### 露國皇太子ニコラス親王殿

下は去る廿七日を以て我が長崎港に安着あらせられ  
来る十五日には東京に着、暫時有栖川宮邸に御滞留お  
らせらるるに就ては殿下の御安着を  
祝し併せて歓迎の意を表す  
る爲り本社は殿下御着京の日即ち來る十  
六日を期し露國皇帝皇后陛下を始め

### 皇太子ニコラス親王殿下

フイロワ、ミシユル親王、ゼニヤ、オルカ内親王殿  
下一同、皇太子ニコラス親王、皇太子妃アレクサンドラ  
大妃、皇太子妃の御着京に際し、新聞記者に  
附し大附録となして新報の購讀者に配布す  
當日は臨時に紙数を増刊する等、付印刷に時間を要す  
るを以て此日の新報に掲載すべき 廣告は來  
る十四日を限り 本社に申込みありたし

### 時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價  
送料別料ハ左ノ如シ  
一 一月前金五十圓〇三月前金一圓五十圓〇六箇月前金三  
〇〇一月前金六十圓  
〇半年前金六十圓  
〇一年前金六十圓  
〇半年前金六十圓  
〇一年前金六十圓  
〇半年前金六十圓  
〇一年前金六十圓

時事新報定價

一月	十二圓	十一圓	十圓
三月	三十五圓	三十三圓	三十二圓
六月	六十圓	五十八圓	五十六圓
一年	九十圓	八十八圓	八十六圓

行 一付 十二圓 十一圓 十圓 十圓 五圓

一行五圓付字廿四字 一日限 六日限 七日以上

### 時事新報

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り  
時事新報配達のため此場合に新報代價一箇月  
前金八圓にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費  
と申す可し

### 今反對は外に非ずして内れ在り

條約改正の反對は俄に復讐論と云ひ或は條約論と云ひ  
其所言は何れも一貫して反對の手法に非ずして如何に  
可きや論者の胸中その成算あれば甚だ妙かればも若し  
も之を以てして一掃の空論たるを免れず論者の爲り  
に思ふべきならんや國家の眼より見て不測の大なる  
ものや云はざるを得ず如何と云はば政府の當局者が幸  
喜して其の論を聞かんとするも内を以て空論の  
反對の論者となるに恰も内外ともに敵を引受けて事  
の成るるを以ておそれれば内は左の如く右の如く  
の反對を見るも日本は條約改正は到底無味なりとし

て思ひ止むるの外ある可らず即ち自から國論の無智か  
るを懸念するも亦それとも我輩の所見を以てすれば今  
の反對論は必ずしも條約其物に反對するに非ずして別  
に大に反對する所あるを信する所あり即ち其反對の目的  
は外國の條約から政府の當局者に在るものにして目  
指す所の敵は外國の中國にあらざりて内の本能寺に在り  
と云はざるを得ず論者の主張する内地雜居を禁じ不勤  
産の所有權を與へずと云ふ如き對等以上の條約は俗  
に云ふ出來お相成に外ならざればも假りに一步を退  
て若し萬一にも我輩當局者の談判に依り彼の國々に於て  
も之を承諾せんとするが如き場合に至るも亦あらば  
今の論者は喜んで之に服す可きやと云ふに決して然ら  
ず必ずや種々の難題を提出して多きが上に尙ほ多き  
を望み或は條約の條款には不都合あけれども當局者の  
舉動宜しからずなど愈々出でし愈々奇を呈し到底無事  
の成敗を見るも是難かる可し即ち反對論の精神は外  
にあらざりて内にあれば然らば則ち條約改正は到底  
望まざりやと云ふに今日の有様にては望まざるに相違な  
けれども政府の當局者が自から省みて世に斯る反對論  
の起る其原因を察し非常の英斷を以て之に處する所  
に於ては必ずしも失望するにも及ばざる可し抑も今  
の論者が斯る出來お相成を以て政府に持掛けて唯ふれ  
困らせんとするは誠に無益の養生にして小兒の戯に似  
たれども其誠は決して一時の戯に非らずして原因する  
所甚だ遠く其原因とは外ならず年來當局者の爲る所を  
見るに人民の意に可からざるもの甚だ多く文明開化の  
世に處しあが舊時の舊位階門閥官尊の風を再演して徒  
に大に門戸を張り車馬邸宅等只管外装を旨とするは最  
も人の感情を傷む自から好んで世間怨望の衝に立入り  
たるものにして即ち人民が政府に反對する精神は専ら  
感情の熱に止まり政府が官尊權威の爲るが故に人民  
も亦無益の養生する反對の議論を演ずるも亦あれば若  
しも政府が民間の望に應じて最良を得んばならんば何  
んもわれ愛嬌を旨として人の感情を惹くも第一の  
要諦あるべきに會て此邊に心付かざるか、萬般の工夫  
みしに出でず例へば此程中より實施したる改革の如き  
も單に幾百萬圓の費を省略し幾百人の官吏を減少し  
只管議會にて議決したる算の數に恰當するを期した  
るまでにて感情を云々するの點には全く注意せざるも  
の、如し斯る事次第にては國中多數の人望を得ず事  
を爲すが如きは到底東洋の如くはざるを得ず世界中  
何れの國の政府にても國中全體の人々を悉く心服せし  
めて一言半句の反對おかしらざるは到底能くす可きに  
非ず多少の反對は免れざる所なれども多數の人望を  
負ふて自から安心の地位に立ち以て黨派の固執を離る  
のみ即ち立憲國の風にして政治家の勉勵する所は唯  
の一事のみならず我國の事情は益々之に反し政府は獨  
り國外に超然として人民を近づけず人民は之に近づか  
ざるが故に之に思を寄する者益々少すれば政府の人心  
離れんと絶無と云ふも可あり何として能く大事業を成

### ○君士但丁堡の記

君士但丁堡に於て

時事新報特派員 野田正太郎

日本人を歓迎するものは土耳其人の中に非ざるあり  
の居る地に在りては歐洲諸國の人民も亦日本人の高  
を慕ふてか晚餐の舞踏の己がさかすかしく思ふを  
すれば彼等の頭領たる各公使等は又表面より敬意を表  
する其中にも流石に英國公使ホワイッ氏の如きは一度  
から二度ならず我々の爲めに夜會を催はし流石公使  
も亦盛に舞踏會を張れり場の正面に日本と土耳其の大  
國旗を交々せるは入場第一番に我眼を喜ばすものにして  
彼方此方に日本の押捕と稱する附け日本を稱し借は所  
だに「はらうづき」を唱ふるは日本人を誇るもの  
深意ホノカに見えて感服するは孰れも同じ事にて講場  
紳士夫人各人の眼は悉く少くも日本人の上に乗る  
云ふまでもなく第一の上 等たる日本人得意の有  
儀は正に是れ小島の好材料たる可余の如きも亦日本  
の新開地として常に遠征の招待を免る能はざりや  
借右に記せる英公使ホワイッ氏と申すは嘗年六十四歳  
の老人あるが流石東洋問題に大關係ある土耳其公使  
たるだけありて思ひ餘る政治家との喧あり余一日兩  
長に伴ふて同氏の畫像に招かれし種種々打解けての物  
語に「日本は朝鮮を取りては如何です」と公使の談風  
る間に答へて「暹羅さへあれば、暹羅さへあれば世界  
でも取りませう」と金剛鐵長飾さ返辭は頗る面白  
く聞えたり

土耳其皇帝より兩艦長各士官へ勳章贈與の次第は先述  
で解せしが其後尙勳章贈與の事あり即ち左の如し

メソ、ヤ三等	内田 少佐	メソ、ヤ三等	東郷 少佐
メソ、ヤ三等	清水大機副士	メソ、ヤ三等	西山 大尉
同四等	清山大主計	同四等	下條大機副士
メソ、ヤ五等	江副 少尉	同同	近藤大主計
同同	松村 少尉	同同	廣瀬大主計
同同	山口 少尉	同同	廣瀬 少尉
同同	候生三名	同同	候生三名

(外に各々勳章と贈與せらる)

### 時事新報が募集したるエルトゴール

金を土耳其政府に贈與したる次第は已に報載したる如  
し右に付朝野に論なく感謝の意を表したる次第は又已  
に報載したるが如し左れば此種捐款を賣じたる時事新  
報特派員余の如きも亦勳章俵ある日本人の榮譽を一身  
に負ふもの如く至る所として面目を飾はるははなら  
程あるが土耳其皇帝大臣サイド、パンヤ井にエルトゴ  
ールの勳章を贈りて謝意の意を表したり

此の厚意を余は  
深く感ずる所あり  
何に人々のために  
余は深く感ずる所  
あり

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價  
送料別料ハ左ノ如シ  
一 一月前金五十圓〇三月前金一圓五十圓〇六箇月前金三  
〇〇一月前金六十圓  
〇半年前金六十圓  
〇一年前金六十圓  
〇半年前金六十圓  
〇一年前金六十圓  
〇半年前金六十圓  
〇一年前金六十圓